

フランチャイズ契約の要点と概説

中小小売商業振興法及び中小小売商業振興法施行規則と
フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について



作成日 2018年10月25日

一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 正会員

株式会社 ポッカクリエイト

フランチャイズ契約のご案内

株式会社 ポッカクリエイト

〒102-0074

住 所 東京都千代田区九段南4丁目8番21号

担当部署 開発部

T E L (03) 5275-2752

F A X (03) 5275-2766

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、経済産業省の要請に基づき、「中小小売商業振興法」（以下『小振法』という）及び「中小小売商業振興法規則」（以下『施行規則』という）並びに「フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について」（以下『フランチャイズガイドライン』という）、に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ加盟契約締結に際しましては、このご案内だけでなく、できる限り多くの資料を参考にさせていただき、第三者にご相談するなど、十分に時間をかけてからご判断されることをお勧めいたします。もし、ご不明な点や本資料に記載されていないこと等、確認したいことがあれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせください。

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03) 5777-8701

この案内は、2018年10月25日に作成され、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です。

カフェ・ド・クリエへの加盟を希望される方へ

～フランチャイズ加盟契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠にありがとうございます。

当社は、パリのカフェをイメージした「カフェ・ド・クリエ」のフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、「カフェ・ド・クリエ」として、永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、店舗イメージで統一しており、お客様に安心してご利用いただいております。

チェーン運営で一番大切なことは、「統一性」です。お客様に繰り返しご利用いただく信頼を得るためには、どこの店舗でも同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、「カフェ・ド・クリエ」チェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束していただきます。従いまして、最初から「カフェ・ド・クリエ」とは異なる独自の経営手法を重視され、「カフェ・ド・クリエ」のノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、「カフェ・ド・クリエ」への加盟をお勧めできません。

当社の「カフェ・ド・クリエ」チェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社は店舗ノウハウ、商品開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して店舗運営を行います。このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことが「カフェ・ド・クリエ」店舗経営成功の鍵です。

当社「カフェ・ド・クリエ」チェーンの店舗経営に参加されている加盟店の成功が当社成長の源でもあるため、当社の経営努力は加盟店の経営支援が中心となります。持続的な信頼関係と相互の発展を目的とする加盟店と当社は、共存共栄の相互関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同いただける方は、次のページへおすすみください。

目 次

項 目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内	1		
「カフェ・ド・クリエ」への加盟を希望される方へ	2		
第Ⅰ部 株式会社ポッカクリエイトと「カフェ・ド・クリエ」 フランチャイズシステムについて	5		
1. はじめに			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業 の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本 部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	6	規則第10条第2号 " 第10条第5号 " 第10条第1号 " 第10条第3号	
3. 会社組織図	8		
4. 役員一覧	8	規則第10条第1号	
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9	規則第10条4号	
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟店数の推移)	12	規則第10条6号、11条6号イ	
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した 加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る 店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る 加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者 の店舗数	13	規則第11条第6号ロ " 第11条第6号ハ " 第11条第6号ニ	
8. 訴訟件数	13	" 第10条第7号	
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点	14		
1. 契約の名称等	14		
2. 売上・収益予測についての説明	14		2-(2)-1 2-(3)-①
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法 ② 性質 ③ お支払いいただく時期	14	法11条1号、規則11条1号イ～ホ	2-(2)-7③
④ お支払いいただく方法 ⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件	15		
4. オープンアカウント等の送金	15	規則第10条13号	3-1-②
5. オープンアカウント等の与信利率	15	規則第10条14号・15号	2-(2)-7⑤
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 配送日・時間・回数に関する事項	15	法11条2号、規則11条2号イ、ロ	2-(2)-7① 3-(1)-7 3-(3)
④ 仕入先の推奨制度 ⑤ 発注方法 ⑥ 売買代金の決済方法 ⑦ 返品 ⑧ 在庫管理等 ⑨ 販売方法 ⑩ 商品の販売価格について ⑪ 許認可を要する商品の販売について	16		
7. 経営の指導に関する事項 ① 加盟に際しての研修等実施の有無	16	法11条3号、規則11条3号イ～ハ	2-(2)-7②
② 加盟に際し行なわれる研修の内容 ③ 開店時の援助 ④ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施 回数	17		
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項	18	法11条4号、規則11条4号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 ① 契約期間 ② 契約の更新の条件および手続き ③ 契約解除の条件および手続き	18	法11条5号、規則11条5号イ～ニ	2-(2)7⑦イ 2-(3)-④ 3-(1)-1-④
④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等	19		

項目	頁数	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ①お支払いいただく金銭の額または算定方法	19	規則10条12号、11条7号イ～ニ	2-(2)-7④
②金銭の性質 ③支払時期 ④支払方法	20		
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日	20	” 第10条第8号	
12. テリトリー権の有無	21	” 第10条第9号	2-(2)-7⑧
13. 競業禁止義務の有無	21	” 第10条第10号	3-(1)-7
14. 守秘義務の有無	21	” 第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務	21	” 第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など	21	” 第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	21		2-(2)-7⑥
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書	22		
後記2. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」中小企業庁			

第 I 部 株式会社ポッカクリエイトと

「カフェ・ド・クリエ」フランチャイズシステムについて

1. はじめに

当社は、パリのカフェ文化を継承した現代的な新しいタイプのオープンカフェ「カフェ・ド・クリエ」のフランチャイズシステムによる加盟店の募集および経営指導を目的として、1994年10月名古屋市千種区今池4-1-29において株式会社ポッカクリエイトとして発足いたしました。会社設立から約2ヶ月の準備期間を経て、11月30日に第1号店「カフェ・ド・クリエ伏見店」を名古屋市栄にオープン致しております。以来、首都圏、中京地区、関西地区を中心にチェーン展開を行い、現在はポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社の系列企業として全国ネットの多店舗展開を実現し、全店で統一されたサービスを提供しております。

カフェ・ド・クリエを展開するにあたり人々が集い、憩い、文化を育む都市空間として、より多くの方々にご利用いただき、気軽な価格で一杯のコーヒーから高品質な美味しさとくつろぎを味わって頂けるよう、全国の街角に開放的なオープンエアの店舗づくりを行ってまいりました。店舗サービスを通してお客様に感謝の気持ちを伝えることができるような店舗づくりを目指しており、人々が集う美しい都市空間の創造と、徹底した美味しさへのこだわり、さまざまなお客様のご要望にお応えするメニュー開発など、一杯のコーヒーから生まれる豊かさたくつろぎをお届け致しております。

加盟契約をされた皆様には、店舗経営に必要な知識を本部実務講習で修得していただき、店舗オペレーションについても実際に店舗を使用して研修を行い、開店時には本部からの人材派遣を行うとともに開店時用の商材と開店予告ポスター等を用意致します。開店後も本部から店舗巡回、店舗診断、経営指導、販売企画の立案と提供、事業を成功に導くフォローを徹底して行っております。「カフェ・ド・クリエ」チェーン本部として物流、情報システム、商品開発、商圈把握、顧客ネットワークなどのあらゆる分野で常に改革、創造を行い、店舗の競争力を高めるべく努力を重ねております。

加盟店の皆様と、継続的に信頼関係を保ち相互の繁栄を達成することが、当社の基本理念であり、加盟店の発展が当社の成長に寄与する相互関係にあります。当社は、加盟店と共に成長し社会的責任を十分に果たしながら企業拡大していくことが、今後の重要な責務であると認識しております。

2. 本部の概要

2018年10月25日現在

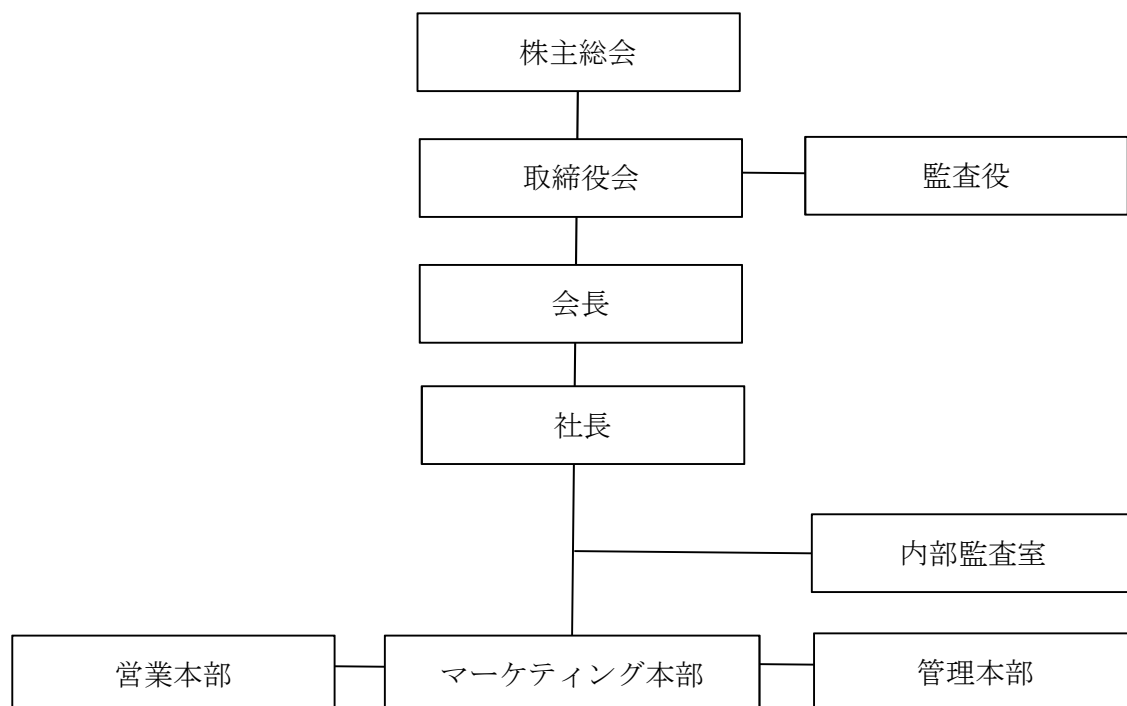
- (1) 社名 株式会社 ポッカクリエイト
- (2) 所在地 〒102-0074
住所 東京都千代田区九段南4丁目8番21号
TEL (03) 5275-2752
FAX (03) 5275-2766
URL <http://www.pokkacreate.co.jp>
- (3) 資本金 1億円
- (4) 設立 1994年10月7日
- (5) 事業内容 ①「カフェ・ド・クリエ」の経営
②「カフェ・ド・クリエ」のフランチャイズ加盟店の募集及び
加盟店に対する経営指導
- (6) 事業の開始 株式会社ポッカクリエイト設立 1994年10月
直営1号店開始時期 1994年11月
フランチャイズ1号店開始時期 1996年4月
- (7) 主要株主 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社
- (8) 主要取引銀行
みずほ銀行 名古屋法人支店
三菱東京UFJ銀行 大津町支店
- (9) 従業員数 178名 (パート・アルバイトを除く)
- (10) 本部の子会社の名称及び事業の種類等
なし
- (11) 所属団体 一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会
一般社団法人 日本ショッピングセンター協会

【沿革】

1994年10月	株式会社ポッカクリエイト設立
11月	愛知県名古屋伏見に「カフェ・ド・クリエ」第1号店「伏見店」オープン
1995年7月	東京都千代田区市ヶ谷に関東エリア第1号店「市ヶ谷駅前店」オープン
1996年4月	東京都千代田区九段にFC第1号店「九段下店」オープン
7月	大阪府大阪市中央区博労町に関西エリア第1号店オープン
2000年3月	株式会社ポッカコーポレーションの完全子会社化
2003年3月	東京都豊島区東池袋にフラッグシップ店舗及び近畿日本ツーリスト株式会社様とのコラボレーション店として「サンシャイン通り店」オープン
2005年2月	愛知県常滑市中部国際空港内に「カフェ ヴォヤージュ セントレア店」オープン (現在はカフェ・ド・クリエにコンバージョン実施)
12月	インドネシア産コーヒー豆を使用したメニュー「マンデリンアイスカフェ」の販売貢献により、インドネシア大使館より表彰を受ける
2006年9月	東京都江東区木場に新ブランド「カフェ・ド・クリエ プラス 深川ギャザリア店」オープン
2009年1月	関西地区で「ゴッドマウンテンカフェ」を展開していた株式会社エスティーシーを吸収合併し10店舗の運営を引き継ぐとともに、その内7店舗のコンバージョンを実施
8月	東京都港区西新橋に、ブランド再構築プロジェクトに基づくプロトタイプ出店として「カフェ・ド・クリエ 西新橋2丁目店」オープン
2010年5月	東京都新宿区戸山に病院内1号店として「カフェ・ド・クリエ 国立国際医療研究センター店」オープン
12月	神奈川県横浜市 大黒PA内に「カフェ・ド・クリエ」「ポッカ ザ・キッチン」「ブルーシール」との複合店舗「大黒スカイテリア店」オープン
2011年2月	カフェチェーンとしては初めてATM機を「カフェ・ド・クリエ 上大岡ミオカ店」に設置
4月	福岡県福岡市天神にカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社様とのコラボレーション店として「カフェ・ド・クリエ TSUTAYA天神駅前福岡ビル店」をオープン
2012年4月	静岡県/新東名高速道路に「NEOPASA浜松下り店」をオープン
10月	徳島県徳島市に四国エリア第1号店「徳島県立中央病院店」オープン
2013年4月	愛知県名古屋市東山動物園内に新ブランド「メゾン・ド・ヴェール店」オープン
2014年4月	札幌市中央区に北海道エリア第1号店「札幌道新ビル店」オープン
2014年10月	大分県第1号店「大分トキハ店」オープン
2014年10月	奈良県第1号店「奈良三条通店」オープン
2014年12月	滋賀県第1号店「ピエリ守山店」オープン
2015年9月	茨城県第1号店「ウララ土浦店」オープン
2015年10月	岡山県第1号店「岡山赤十字病院店」オープン
2016年4月	沖縄県第1号店「イオンタウンとよみ店」オープン
2016年6月	秋田県秋田市に東北エリア第1号店「イオンモール秋田店」オープン
2017年3月	島根県第1号店「松江市立病院店」オープン
2017年3月	東京/荒川区の図書館含む複合施設「ゆいの森あらかわ」に「ゆいの森あらかわ店」
2017年8月	オープン広島県第1号店「福山市民病院店」オープン
2017年12月	店舗数196店舗 (FC店 92店舗、直営店 104店舗)

3. 会社組織図

2018年4月1日現在



4. 役員一覧

2018年4月1日現在

取締役会長	飯沼	浩
代表取締役社長	上野	修
常務取締役	長坂	雅英
取締役	後藤	功
取締役	黒柳	伸治
監査役	小松	義幸
監査役	石川	雅一

5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

① 貸借対照表

(単位:千円)

期 別 科 目	第 22 期 (2015年12月31日現在)		第 23 期 (2016年12月31日現在)		第 24 期 (2017年12月31日現在)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流 動 資 産	875,824	20.9	823,868	19.8	895,390	21.4
現金及び預金	78,599		87,738		99,178	
売掛金	316,559		241,504		333,854	
商品	3,546		3,633		5,168	
原材料	10,946		13,196		12,330	
貯蔵品	10,660		11,748		9,855	
前払費用	89,409		103,891		99,780	
繰延税金資産	20,091		24,551		21,545	
短期貸付金	324,420		261,233		244,913	
未収入金	7,794		39,584		28,183	
立替金	14,062		22,235		16,684	
その他流動資産	1,125		15,963		25,520	
貸倒引当金	△ 1,391		△ 1,411		△ 1,621	
固 定 資 産	3,308,836	79.1	3,337,258	80.2	3,283,742	78.6
有形固定資産	1,827,899	43.7	1,878,984	45.2	1,839,181	44.0
建物	1,429,920		1,451,050		1,477,017	
工具器具備品	146,177		150,956		158,754	
リース資産	251,801		276,978		203,411	
無形固定資産	25,175	0.6	19,549	0.5	14,189	0.4
ソフトウェア	50		7		0	
商標権	1,014		711		492	
電話加入権	9,272		9,126		9,127	
リース資産	14,839		9,704		4,571	
投資その他の資産	1,455,761	34.8	1,438,723	34.6	1,430,372	34.2
長期貸付金	266		283		724	
破産更生債権等	3,284		8,224		3,284	
長期前払費用	13,796		16,489		19,603	
繰延税金資産	49,494		53,834		46,441	
差入保証金	1,391,111		1,367,201		1,362,691	
その他投資	793		615		615	
貸倒引当金	△ 2,984		△ 7,925		△ 2,986	
資 産 合 計	4,184,661	100.0	4,161,126	100.0	4,179,132	100.0

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位:千円)

期 別 科 目	第 22 期 (2015年12月31日現在)		第 23 期 (2016年12月31日現在)		第 24 期 (2017年12月31日現在)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
流 動 負 債	1,157,502	27.7	1,199,984	28.8	1,245,196	29.8
買 掛 金	288,713		243,739		298,242	
1年内返済予定長期借入金	230,000		230,000		230,000	
未 払 金	104,916		115,258		140,510	
未 払 利 息	38		15		10	
未 払 費 用	126,970		144,326		145,424	
未 払 法 人 税 等	46,151		44,324		42,265	
未 払 連 結 法 人 税	82,745		105,189		78,648	
前 受 収 益	669		1,660		1,830	
預 り 金	92,569		122,771		140,151	
未 払 消 費 税 等	61,226		47,391		46,178	
賞 与 引 当 金	26,100		28,950		29,190	
短期リース債務	97,399		116,357		92,748	
固 定 負 債	1,549,998	37.0	1,265,432	30.4	1,018,839	24.4
長 期 借 入 金	920,000		690,000		460,000	
長 期 未 払 金	12,582		14,023		10,363	
預 り 保 証 金	383,504		324,407		365,715	
退 職 給 付 引 当 金	46,104		49,916		48,752	
リース資産減損勘定	0		0		0	
長 期 前 受 収 益	8,294		5,387		4,001	
長 期 リース債務	179,513		181,698		130,007	
負 債 合 計	2,707,501	64.7	2,465,417	59.2	2,264,035	54.2
株 主 資 本	1,477,160	35.3	1,695,709		1,915,097	
資 本 金	300,000		300,000		300,000	
資 本 剰 余 金	144,513		144,513		144,514	
利 益 剰 余 金	1,032,646		1,251,195		1,470,583	
純 資 産 合 計	1,477,160	35.3	1,695,709	40.8	1,915,097	45.8
負 債・純 資 産 合 計	4,184,661	100.0	4,161,126	100.0	4,179,132	100.0

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

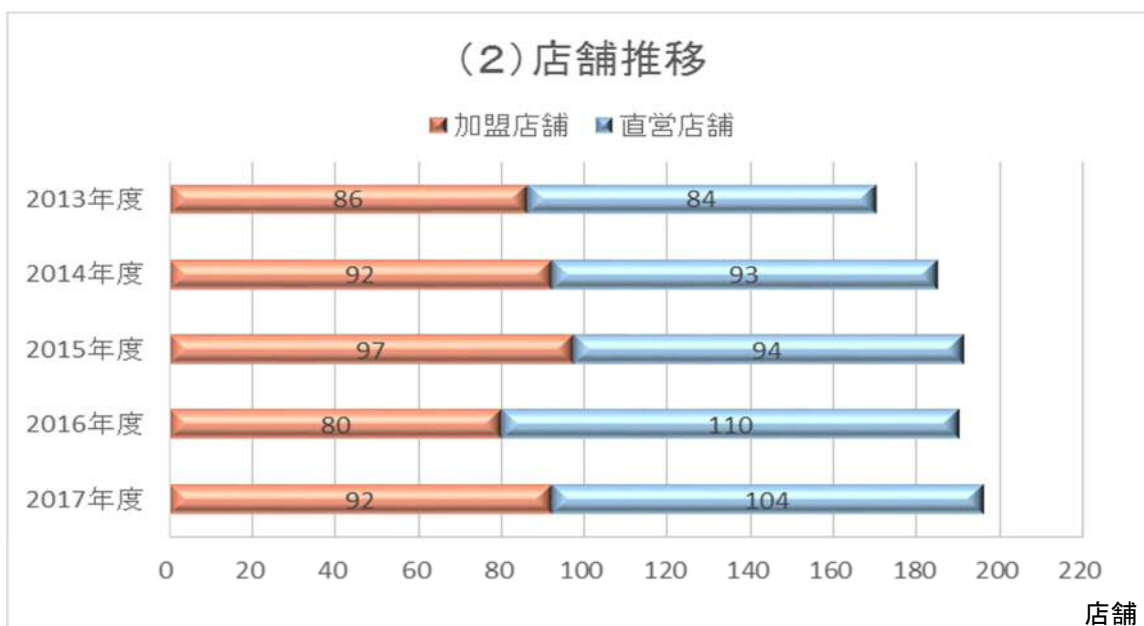
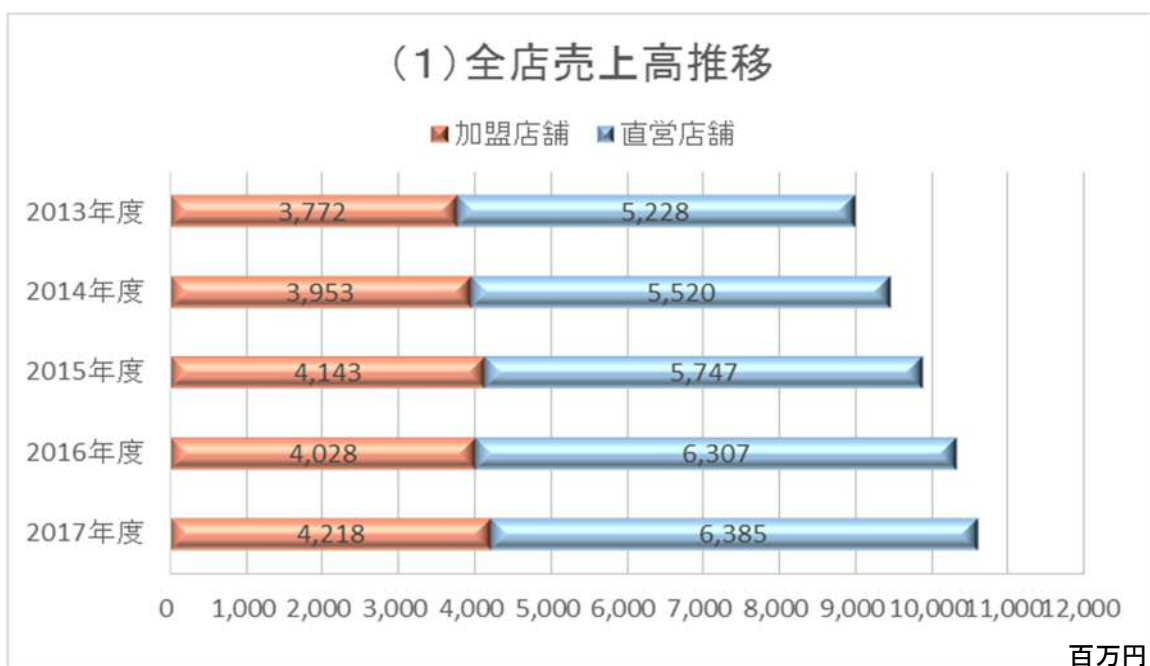
② 損益計算書

(単位:千円)

期 別 科 目	第 22 期 自 2015年 1月 1日 至 2015年12月31日		第 23 期 自 2016年 1月 1日 至 2016年12月31日		第 24 期 自 2017年 1月 1日 至 2017年12月31日	
	金額		金額		金額	
売 上 高		7,775,135		8,256,243		8,604,906
売 上 原 価		2,771,853		2,861,739		3,127,799
売 上 総 利 益		5,003,281		5,394,503		5,477,106
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,521,292		4,894,476		5,020,729
営 業 利 益		481,989		500,026		456,378
営 業 外 収 益						
受 取 利 息	744		384		230	
そ の 他	6,078	6,822	9,940	10,325	16,842	17,054
営 業 外 費 用						
支 払 利 息	18,405		15,289		7,558	
そ の 他	18,072	36,477	4,999	20,289	10,608	18,166
経 常 利 益		452,334		490,063		455,266
特 別 利 益						
そ の 他 特 別 利 益	0	0	55,706	55,706	34,772	34,772
特 別 損 失						
固 定 資 産 除 却 損	27,052		11,345		34,064	
減 損 損 失	86,700		156,031		104,849	
そ の 他 特 別 損 失	3,115	116,868	7,560	174,936	2,682	141,596
税 引 前 当 期 純 利 益		335,465		370,833		348,441
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	154,939		161,085		118,654	
法 人 税 等 調 整 額	△ 5,660	149,278	△ 8,800	152,284	10,400	129,054
当 期 純 利 益		186,187		218,548		219,387

(注・1) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

6. 売上・店舗数推移：加盟店・直営店別（2017年12月末現在）



※店舗数は各年度の期末店舗数です。

7. 加盟者の店舗に関する事項

直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年 度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
2015 年度	10
2016 年度	9
2017 年度	15

直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る加盟者の店舗数

年 度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
2015 年度	7
2016 年度	20
2017 年度	3

直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年 度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
2015 年度	6	0
2016 年度	6	1
2017 年度	4	1

8. 訴訟件数

直近5事業年度の各事業年度内に加盟者又は加盟者であった者から提起された訴えの件数及び当社より提起した訴えの件数

年 度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
2013 年度	0	0
2014 年度	0	0
2015 年度	0	0
2016 年度	0	0
2017 年度	0	0

第Ⅱ部 フランチャイズ加盟契約の要点

1. 契約の名称等

カフェ・ド・クリエ フランチャイズ加盟契約書

2. 売上・収益予測についての説明

売上高予測及び売上高予測に基づき算出された収益予測につきましては、物件近隣の流動人口、商圈及び立地環境等根拠のある事実に基づき、合理的な算定方法に基づいて当社がシミュレーションいたしますが、売上高及び収益を当社が保証するものではありません。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

① 金銭の額または算定方法

- 1) 加盟金 金 300 万円（別途消費税）
- 2) 保証金 金 150 万円
- 3) 店舗内装管理費 金 50 万円（別途消費税）
- 4) 店舗保証金及び敷金 本部が取得した店舗取得金額に準ずる。
自己物件若しくは直接契約の場合は必要ありません。

② 性質

- 1) 加盟金
 - ・ 『カフェ・ド・クリエ〇〇店』（〇〇は個々の店舗名）の営業表示使用の権利
 - ・ 開店前の研修費用及び教育費用
 - ・ フランチャイズパッケージの対価
- 2) 保証金
 - ・ フランチャイズ契約を継続するにあたり、加盟店の当社に対する債務の担保としてお預かりいたします。
- 3) 店舗内装管理費
 - ・ 店舗内外装設備設置にかかる内装管理費に充当いたします。
- 4) 店舗保証金及び敷金
 - ・ 本部が取得した店舗を、本部と賃貸借または転貸借契約を締結した場合、賃料等の担保としてお預かりいたします。

③ お支払いの時期

- ・ 加盟金、保証金及び店舗内装管理費の入金をもって、フランチャイズ加盟契約の締結を行います。
- ・ 本部と賃貸借または転貸借契約を締結する場合、店舗保証金及び敷金の入金をもって、賃貸借契約または転貸借契約の締結を行いません。

④ お支払いの方法

下記銀行口座にお振込みください。

振込先 みずほ銀行 名古屋法人支店
(普通預金) 1661486
口座名 株式会社ポッカクリエイト

⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件

1) 加盟金

・ 中途解約、契約期間満了を問わず、いかなる理由があっても返還されません。

2) 保証金

・ 契約が終了した時に、加盟契約者に返還されます。但し、当社に対して契約上の債務がある場合は、その債務と相殺し精算した残額が返還されます。尚、保証金には利息はつきません。

3) 店舗内装管理費

・ いかなる理由があっても返還されません。

4) 店舗保証金及び敷金

・ 本部と締結した賃貸借契約書若しくは転貸借契約書に規定された償却額を差し引いた金額を返還いたします。但し、当社に対して契約上の債務がある場合は、その債務と相殺し精算した残額が返還されます。尚、利息はつきません。

4. オープンアカウント、売上金等の送金

当社は加盟店に対し、オープンアカウント及び売上金送金システムは採用しておりません。

5. オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率

オープンアカウント勘定は採用しておりません。又、金銭の貸付・貸付の斡旋等は行っておりません。

6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

① 加盟者に販売又は斡旋する商品の種類

「カフェ・ド・クリエ」チェーンの統一イメージを維持するため店舗で販売する商品、食材及び厨房備品等、店舗運営に必要な物品を本部が供給いたします。

② 商品等の供給条件

当社とカフェ・ド・クリエフランチャイズ加盟契約を締結した加盟店に対し、継続的に商品・食材等の安定供給をいたします。

③ 配送日・時間・回数に関する事項

POSシステムに基づき、原則、朝10時までにパソコンにて発注データを

作成し送信して頂くと、翌日に各店舗の営業開始時間に合わせ配送されます。

④ 仕入先の推奨制度

「カフェ・ド・クリエ」の均一的運営水準を維持し、又、その信用を保護するために、本部以外の仕入先から商品・食材等を購入することは原則できません。

⑤ 発注方法

本部が各加盟店に対しレンタルするPOSシステムにより発注データを作成し、通信回線を利用して本部にデータ送信していただきます。

⑥ 売買代金の決済方法

本部から仕入れた商品、原材料その他の物品の決済方法は毎月月末締めとし、翌月25日に「ロイヤリティー」「販売促進費」と共に当社指定口座に振込みにより支払っていただきます

⑦ 返品

原則としてできません。但し、本部が認めたものに限り返品することができます。

⑧ 在庫管理等

商品・食材等の在庫管理は毎日行っていただき、販売に支障ないような発注をしていただきます。

⑨ 販売方法

「カフェ・ド・クリエ」のイメージの維持と向上を目的として、本部が企画した商品構成による販売とサービスを提供していただきます。

⑩ 商品の販売価格について

本部が定めた価格にて販売していただきます。

⑪ 許認可を要する商品の販売について

タバコ等官公庁の販売条件・許可を必要とする商品の販売については免許・許可等なく対象商品の販売ができません。

7. 経営の指導に関する事項

① 加盟に際しての研修等実施の有無

- ・ フランチャイズ加盟契約締結後契約店舗の開店に先立ち、本部が別途定めるカリキュラムに基づき、本部が指定する場所で加盟店研修を受講し、チェーン理念を実現させるために最低限必要となる技術および知識を習得していただきます。
- ・ 加盟店研修は店舗の運営に専属に従事する従業員のうち2名までは無料で受講できます。但し、最低限店長1名は受講させなければなりません。

- ・ 研修費用は FC 加盟金に含まれますが交通費、宿泊費、参加者への日当等は契約者の負担となります。
- ・ 契約者は本部から加盟研修の終了認定を受けることを条件として、契約店舗を開店することができます。契約店舗の運営能力がチェーン全体の水準に比較して劣り、店舗運営に支障をきたす可能性があるると本部が判断した場合は、本部が指定する補充研修・再研修を受講しなければなりません。

② 加盟に際し行われる研修の内容

1) 実務講習

- a. カフェ・ド・クリエのコンセプトと店長業務
- b. フランチャイズビジネスの知識
- c. ストアマネジメント
- d. 商品知識
- e. 品質管理
- f. 接客サービス
- g. クリンリネス
- h. 販売促進
- i. 発注・販売・陳列・在庫管理
- j. 労務管理
- k. 会計管理
- l. 事務管理
- m. 情報管理
- n. その他

2) 店舗研修

- a. 品質管理実習
- b. 接客サービスの実習
- c. クリンリネスの実習
- d. POS レジスターの取扱実習
- e. 在庫・陳列・発注管理の実習
- f. 厨房・器具・設備のメンテナンス実習
- g. その他

③ 開店時の援助

契約店舗の開店に際し、1名以上の指導員の派遣を行います。派遣の期間は開店の3日前から開店日の3日後までを限度とします。

④ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数

本部の所定のプログラムに基づき、スーパーバイザーを原則として2ヶ月に1回程度の割合で派遣し、店舗運営の全般にわたり指導および技術援助を行います。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

① 当該使用させる商標、商号その他の表示



② 当該表示の使用についての条件

上記の商標、ロゴ、マークは、「カフェ・ド・クリエ」フランチャイズチェーン加盟店の営業を目的とすること以外には使用できません。

フランチャイズ契約が中途解約又は終了した場合は、直ちに撤去しなければなりません。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

① 契約期間

契約締結の日から満5年です。

② 契約の更新の要件および手続き

契約満了日の6ヶ月前までに、本部及び加盟店双方で協議のうえ契約期間を満3年として更新することができます。ただし、有効期間は、本部及び加盟店が契約店舗の建物所有者と別途締結した賃貸借契約書の契約期間を超えることはできないものとし、賃貸借契約満了、解約及び解除等の事由により終了した場合、フランチャイズ契約は賃貸借契約終了と同時に終了するものとします。

③ 契約解除の条件および手続き

- 1) 加盟店においてフランチャイズ契約の規定に違反する行為があった場合、30日間の催告期間を設けて、その中止または是正を求め、催告期間を終了してもその違反が改められない場合は、加盟店との契約を直ちに解除することができます。
- 2) 加盟店において以下の条件に該当する場合は加盟店との契約を直ちに解除することができます。
 - ・ 本部に支払うべきロイヤリティー、商品および原材料代金、販売促進費、店舗家賃、その他本部への支払が2ヶ月以上遅延した場合。
 - ・ 税金の滞納処分、もしくはそれによる差押を受けた場合。
 - ・ 仮差押、仮処分又は強制執行を受けた場合。
 - ・ 手形、小切手の不渡り処分を受けた場合。

- ・ 加盟者または代表者が後見開始の審判、または失踪宣告の申立てを受け、もしくは自ら申立て、あるいは逮捕もしくは刑事訴追を受けた場合。
- ・ 本部および他の加盟店の信用もしくは名誉を著しく損なう言動、行為があった場合。
- ・ フランチャイジーとしての義務を遵守しない場合。
- ・ 加盟者もしくは契約店舗の営業もしくは経営に反社会的勢力・団体（構成員及び準構成員個人を含む）を関与させ（資本による参加及び役員としての参加を含む）、またはこれらの者の本契約店舗への出入りを許容した場合。
- ・ 事前報告なしに、加盟店の経営主体もしくは資本構成に大幅な変更が生じた場合。
- ・ 虚偽の営業報告を行った場合。
- ・ 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立を受け、又は自ら申立てた場合。
- ・ 許可無くフランチャイジーの地位を第三者に譲渡したとき。

- ④ 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法、その他義務の内容等
- 1) カフェ・ド・クリエチェーンのロゴ、マークなどの使用は直ちに中止し、マニュアル等本部から貸与を受けたものの返却、契約終了の日から 7 日以内に看板等の表示物、フランチャイズ・パッケージ及び什器類を加盟店の費用で撤去していただきます。
 - 2) 契約解除後 1 年間は、カフェ・ド・クリエの営業と同種もしくは類似の事業に従事することはできません。
 - 3) 契約継続期間中も含め業務運営及び営業に関するノウハウ等を漏らすことはできません。
 - 4) 契約解除に至る原因により又は、その他の理由に起因して「カフェ・ド・クリエ」チェーンの信用を著しく傷つけられた場合、本部が蒙った被害について損害賠償を請求いたします。

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

- ① お支払いいただく金銭の額または算定方法
- 1) 商品及び原材料代金
本部からの仕入れ商材
 - 2) ロイヤリティー
加盟店舗における「月間純売上」の 3.0%（別途消費税）
 - 3) 販売促進費
加盟店舗における「月間純売上」の 1.5%（別途消費税）
 - 4) 店舗家賃
本部との賃貸借または転貸借に基づく一定額。
 - 5) その他

② 金銭の性質

1) 商品及び原材料代金

- a. 本部から仕入れた商品、原材料その他物品代金
- b. カフェ・ド・クリエカードの手数料

2) ロイヤリティー

- a. 商標等を使用する権利
- b. 継続的店舗運営指導
- c. 販売技術に関するノウハウの提供

3) 販売促進費

- a. チェーン全体の広告宣伝、販売促進活動の協力金
- b. マーケティングツール（POP、店頭バナー等）の継続的供給
- c. 店舗イメージ統一維持のためのツール

4) 店舗家賃

月額賃料として、毎月一定額を支払っていただきます。（賃貸人と本部が契約した月額賃料に準じます）

5) その他

本部が専門会社に委託して行う細菌検査・検便および店舗運営状態の覆面調査等の実費

③ 支払い時期

- ・ 「商品及び原材料代金」「ロイヤリティー」「販売促進費」については、毎月末日締、翌月25日支払いです。
- ・ 「月額家賃」については、加盟店との賃貸借及び転貸借契約に基づきお支払い願います。

④ 支払い方法

下記銀行口座にお振込みください。

振込先	みずほ銀行	名古屋法人支店
	(普通預金)	1661486
口座名	株式会社ポッカクリエイト	

1.1. 店舗の営業時間・営業日・休業日

各店舗の立地、環境によりカフェ・ド・クリエの利用のされ方が異なるために、営業時間・営業日・休業日は各店舗により異なります。基本的には、お客様がご利用される限り営業することが責務であり年中無休で営業をしております。又、営業時間は朝7時00分から夜10時00分を基本に、出店地域にふさわしい時間帯での営業を加盟店と相談し決定しております。

1 2. テリトリー権の有無

テリトリー権はございません。

1 3. 競業禁止義務の有無

契約期間中及び契約終了後1年間は、フランチャイズ契約に含まれている営業と同種、若しくは類似している事業に従事することはできません。

1 4. 守秘義務の有無

フランチャイズ契約により知り得たチェーン（他の加盟店を含む）に関する営業機密、情報、ノウハウ等を第三者に知らせたり洩らすことはできません。また、本部から交付または貸与されたマニュアル、書類、資料等も第三者に開示することはできません。

1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務

店舗の内外装についてはカフェ・ド・クリエの統一イメージを損なうことがない様に、又、店舗の運営を左右するオペレーションのしやすい厨房設計・配置等「カフェ・ド・クリエ」の店舗設計は全て本部で設計することが加盟契約締結の条件となっております。

1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項等

① 違約金

「商品及び原材料代金」「ロイヤリティー」「販売促進費」「店舗家賃」等の支払いを遅滞した場合は、支払期日の翌日以降100円につき日歩4銭の割合による遅延損害金を請求いたします。

② フランチャイジーとしての義務

- ・ 運営についての指導・命令に対する積極的かつ着実な実行
- ・ 本部が企画した商品構成による商品の販売とサービスの提供
- ・ 商圏の拡大
- ・ 販売管理と経理
- ・ カフェ・ド・クリエのイメージの維持と向上

1 7. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等

本部と加盟店は、「カフェ・ド・クリエ」フランチャイズシステムにおける独立の契約当事者で、その成功は加盟店の自主的且つ独立の責任に基づく判断及び手腕にゆだねられるものであり、本部がその成功を保証するものではありません。よって、本部が加盟店の事業活動上の損失に対する補償を行なうことはありません。

後記1.「フランチャイズ契約のためのチェックリスト」説明確認書

項目	頁数	確認年月日	確認印	
			説明者	加盟希望者
フランチャイズ契約のご案内	1			
「カフェ・ド・クリエ」への加盟を希望される方へ	2			
第Ⅰ部 株式会社ポッカクリエイトと「カフェ・ド・クリエ」フランチャイズシステムについて	5			
1. はじめに				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等	6			
3. 会社組織図				
4. 役員の役職名及び氏名	8			
5. 直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書	9			
6. 売上・出店状況（直近3事業年度加盟店数の推移）	12			
7. 加盟者の店舗に関する事項 ・直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数	13			
8. 訴訟の件数				
第Ⅱ部 フランチャイズ契約の要点				
1. 契約の名称等				
2. 売上・収益予測についての説明				
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 ① 金銭の額または算定方法 ② 性質 ③ お支払いの時期	14			
④ お支払いいただく方法				
⑤ 当該金銭の返還の有無及び条件				
4. オープンアカウント等の送金				
5. オープンアカウント等の与信利率				
6. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項 ① 加盟者に販売又はあつせんする商品の種類 ② 商品等の供給条件 ③ 配送日・時間・回数に関する事項	15			
④ 仕入先の推奨制度 ⑤ 発注方法				
⑥ 売買代金の決裁方法 ⑦ 返品				
⑧ 在庫管理等 ⑨ 販売方法				
⑩ 商品の販売価格について	16			
⑪ 許認可を要する商品の販売について				
7. 経営の指導に関する事項				
① 加盟に際しての研修等実施の有無				
② 加盟に際し行なわれる研修の内容				
③ 開店時の援助	17			
④ 加盟店に対する継続的な経営指導の方法及びその実施回数				
8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項				
9. 契約期間、契約の更新および契約解消に関する事項 ① 契約期間 ② 契約更新の条件及び手続 ③ 契約解除の条件及び手続	18			
④ 契約解除によって生じる損害賠償の額又は算定方法等				
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 ① お支払いいただく金銭の額又は算定方法	19			

② 金銭の性質 ③ 支払時期 ④ 支払方法 1 1. 店舗の営業時間・営業日・休業日	20			
1 2. テリトリー権の有無 1 3. 競業禁止義務の有無 1 4. 守秘義務の有無 1 5. 店舗の構造と内外装についての特別義務 1 6. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など 1 7. 事業活動上の損失に対する補償の有無内容等	21			
後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書				
後記2. 「フランチャイズ事業を始めるにあたって」 中小企業庁				

年 月 日

説 明 者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、

加盟希望者_____様のご理解をいただきました。

説 明 者_____

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について、

説明者より説明を受け、理解いたしました。

加盟希望者氏名_____印